

【図書紹介】

フランスの教員養成に関する文献紹介

A Review of the book *Éducation et système éducatif, 2014/2015,*
on teacher education in France

大津尚志*

OTSU, Takashi*

フランスの教員養成制度は 2013 年 7 月に社会党政権下で新たな教育法（「共和国の学校の再構築のための基本計画法 (Loi no. 2013-695 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République、国民教育大臣の名称をとつて「ペイヨン法」と通常呼ばれる)」¹が制定されて、2013 年新学期より従来の大学附設教師教育部 (IUFM, Instituts Universitaires de Formation des Maîtres) は教職教育高等大学院 (ESPE, École Supérieure du Professorat et de l'Éducation) と名称を変えた。フランスでは 2010 年度から教員となるためには、修士号を取得していることが要求されているが（ボローニャ・プロセスの影響）、IUFM においても修士号取得のために学士課程をおえてから 2 年間の学修が求められることとなった。ところが、2013 年入学生以降は ESPE の学生は一年次において 2 度にわたる採用試験（1 次試験は筆記、2 次試験は口述）を行うこととなり、採用試験合格者は二年次は「半時間教師」として、初等教員は週 2 日、中等教員は週 9 時間の授業を担当するという制度となつた。

ここで取り上げる文献は、小学校教員採用試験の 2 次試験（口述）試験用の参考書である。

Éducation et système éducatif, 2014/2015, Objectif CRPE, Admission oral, Hachette, 2014

フランスでは教員採用試験では、日本でいう「教科に関する科目」よりも「教職に関する科目」のほうが圧倒的に重要視される。フランスの教員免許取得に際しては、日本のように細かな分野ごとの単位規定が存在するわけではないが、採用試験に合格することを目標とし、また採用試験が各種教育関係の公文書（「教員、司書、生徒指導専門員の職務遂行にあたっての能力の定義」「知識・技能の共通基礎」²など）に基づいて出題されることから、それを意識して各 ESPE で作成されることとなる。

本書は日本で言う「教職に関する科目」に関するものであるが、採用試験の参考書をみると、に仏日の採用試験の実態の差異や、学校観、教育観の差異を反映しているものと思われ、有益と考える。なお、フランスでの口

述試験は準備時間中に文書（documents）を与えられて、それにもとづいて口頭で発表をするものである。例えば、関係する国民教育省通達、国民教育省による親のためのガイドブック、INRP（国立教育研究所）発行の雑誌記事の 3 点から「小学校における親の位置について」³、「1 配布された文書では、小学校は保護者どのような位置を明らかにしているか。」「2 生徒の親と学校との間の困難はいかに表面化しているか」「3 子どもを『共に教育する』関係をきずくために親と教師はどのように改善していくことができるか。」という問い合わせをそれぞれ、「序論、本論、結論」の形式で答えることが要求され、その後採点官との質疑応答となる⁴。口述試験が重視されるのは、授業をする能力をみるためとも考えられる。上記のような試験形式であるゆえ、断片的な知識の有無では合格することは不可能である。ゆえに、本書でも参考文献としては「古典」（例えばプラトンやカント、デュルケムなど）、や学術書（A. プロストのものなど）が多く挙げられている。

本書の目次は次ページの表のとおりである。本書の特徴として、以下のようなことが挙げられると考える。

1 つめは時事的な問題（2013 年に制定されたペイヨン法でも大いに問題とされたデジタル通信機器や、脱宗教的道德教育について、また、近年自治体ごとに従来休日であった水曜日に授業をすることが問題となっているが、それにかかる「学習リズム」についてなど）を反映していることである。

2 つ目は、教育史に関しては公教育の制度の歴史について言及されているが、ほとんどがフランス教育史について扱っていることである。ライシテ（脱宗教性）は現行憲法にも登場する語句であるが、公教育の脱宗教化にむけての歴史は本書でも詳しく説明されている。

3 つ目は法令の引用が豊富なところである。2013 年の「ライシテ憲章」（通達 2013-144 du 6-9-2013）なども収録されている。フランスの学校がより法令や通達に直接関連して運営されていることの反映ともいえよう。教員の公務員としての義務、民事上・刑事上の責任、教員の権利（政治的意見をもつ権利、スト権、結社の権利など）

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

が説明されている。

本書は小学校教員採用試験むけの参考書の一冊にす

ぎず、筆記試験、口述試験にも他の分野のものが存在する。それらについては、今後の課題としたい。

【表】本書目次

第1部 フランスの教育制度	第4部 特別の教育上の困難と必要性
第1章 学校制度の組織	第12章 学業失敗あるいは困難にいる生徒
第2章 学校の原理と価値	第13章 教育優先
第3章 歴史的変遷	第14章 特別な教育上の必要のある生徒の就学
第2部 小学校の機能	第15章 「読み書きが完全にできない」問題
第4章 法令の条文	第16章 虐待とのたたかい
第5章 小学校の組織	第17章 学校での暴力
第6章 学校のパートナー	第5部 観点と方策
第7章 学習リズム	第18章 学校と経済メカニズム
第8章 評価	第19章 ヨーロッパと教育
第3部 学校の教師の仕事	第6部 今日的な2つの問題
第9章 小学校教員の権利と義務	第20章 学校における情報デジタル機器
第10章 教えること	第21章 道徳教育
第11章 学習すること	

1 邦語による文献として、降旗直子、橋本一雄、大津尚志「ペイヨン法の制定過程と条文内容の特徴」『フランス教育学会紀要』、2014年、pp. 95-102.

2 「教員、司書、生徒指導専門員の職務遂行にあたっての能力の定義」「知識・技能の共通基礎」に関しては翻訳されている。それぞれ、以下を参照のこと。大津尚志「教員、司書、生徒指導専門員の職務遂行にあたっての能力の定義」文部科学省委託事業『教員の資質能力の向上に係る基礎的調査、非教員養成系大学教職課程における「学びの実効性」と教員の「資質能力の向上」に関する研究』2011年、pp. 183-193.、小野田正利、園山大祐「フランスにおける「知識・技能の

共通基礎」の策定の動向」山根徹夫『諸外国における学校教育と児童生徒の資質能力』国立教育政策研究所、2007年、pp. 30-53.

3 フランスにおける保護者の学校参加に関しては、大津尚志「フランスにおける生徒・父母参加の制度と実態」『教育学研究論集』第7号、2012年、pp. 21-26.)
4 本書、pp. 309-319.

(付記) 本稿は、平成25~27年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「フランス保守政権下の教育改革に関する総合的研究」(研究代表者、堀内達夫、研究課題番号25285216)の成果の一部である。